

羽村市心身障害者福祉手当条例

(目的)

第1条 この条例は、精神又は身体に障害を有する者（以下「障害者」という。）に心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 年齢20歳以上の別表に定める者
- (2) 保護者 配偶者又は障害者の介添えをしている者

(支給要件)

第3条 手当は、障害者で羽村市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者に支給する。ただし、障害者となった年齢が65歳以上の者及び障害者となった年齢が65歳未満の者で65歳に達する日までに認定の申請を行わなかった者（規則で定める理由により申請を行わなかった者を除く。）には、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号の一に該当するときは、手当を支給しない。
- (1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
 - (2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(手当の額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は別表に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が手当の支給を受けようとするときは、受給資格を証する書類を添えて市長に申請をしなければならない。

- 2 障害者が前項の手続きを行うことが不可能の場合は、保護者がその手続きをすることができる。
- ### (受給資格の認定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、受給資格の認定をするものとする。

(支給期間)

第7条 手当は、受給資格の認定をした日の属する月から、受給資格が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

(支給の始期の特例)

第7条の2 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3カ月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(支給方法)

第8条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(受給資格の消滅)

第9条 第6条の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、受給資格は消滅する。

- (1) 市内に居住しなくなったとき。
- (2) 障害者が死亡したとき。

2 前項各号の一に該当することになったときは、受給者若しくは保護者は、速やかに市長に届出をしなければならない。

(手当の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、当該手当の返還を命ずることができる。

(状況調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、受給者又は保護者に対し、報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 昭和48年12月1日までに認定の申請をした者については、昭和48年4月1日に第3条の規定に該当していた者にあっては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至った者にあっては、その該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

付 則 (昭和49年条例第29号)

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべきこの条例による改正前の羽村町心身障害者福祉手当条例 (昭和48年条例第33号。以下「旧条例」という。) の規定による手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給者資格の認定を受けた者 (前項の規定によりこの条例施行の日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなった者を含む。) であつて、この条例による改正後の羽村町心身障害者福祉手当条例 (以下「新条例」という。) による手当の支給を受けることができる者は、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 新条例の規定に基づき、昭和50年2月28日までに認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に第3条の規定に該当していた者にあっては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至った者にあってはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

付 則 (昭和50年条例第8号)

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。
- 2 昭和50年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和51年条例第44号)

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 昭和51年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和52年条例第29号)

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 昭和52年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和53年条例第32号)

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和55年条例第32号)

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和56年条例第24号)

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 昭和56年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和57年条例第35号)

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 昭和57年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和58年条例第25号)

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 昭和58年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和59年条例第22号)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 昭和59年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和60年条例第29号)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 昭和60年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和61年条例第26号)

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 昭和61年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和62年条例第18号)

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 昭和62年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和63年条例第26号)

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 昭和63年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (平成元年条例第28号)

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 平成元年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (平成2年条例第25号)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

2 平成2年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成3年条例第20号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年3月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成4年条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

2 平成4年3月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成5年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成6年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成7年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成8年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成10年条例第24号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第46号）

1 この条例は、平成12年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成12年8月以後の月分の手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の羽村市心身障害者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）により施行日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の手当又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村（以下「他区市町村」という。）において旧条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については新条例第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。

4 他区市町村に住所を有していた者のうち施行日の前から引き続き羽村市の区域内に住所を有す

ることとなった者で他区市町村において旧条例による手当と同種の手当の支給を受けていた者については、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、手当を支給する。

付 則 (平成19年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の羽村市心身障害者福祉手当条例による手当の支給を受けている者は、改正後の別表にかかわらず従前の手当額を支給する。

付 則 (平成24年6月18日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則 (平成31年3月8日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

項目	区分	手当の額（月）
知的障害者	65歳に達する日前において、精神発育の遅滞の程度が東京都愛の手帳1度、2度及び3度の者	15,500円
	65歳に達する日前において、精神発育の遅滞の程度が東京都愛の手帳4度の者	12,000円
身体障害者	65歳に達する日前において、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち1級及び2級の者	15,500円
	65歳に達する日前において、身体障害の程度が身体障害	12,000円

	者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち3級及び4級の者	
脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者	65歳に達する日前において、脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症と医療機関で診断された者	15,500円